

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡農産物販売促進事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	農産物の高付加価値化、販路拡大を図るために、農産物販売促進に要する経費に対し補助金を交付する
補助事業者	農業者団体、農業法人
補助対象経費	生産者を伴い島外で佐渡産農産物の販売促進活動を行う際の交通費及び宿泊費、販売員謝礼、物品送料、会場使用料、機材リース代に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	1/2以下。一回につき10万(又は20万)以内、同一年度に1事業者5回を上限。
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	朱鷺と暮らす郷取扱米穀専門店舗数 H28年度328店→H32年度400店
	佐渡市における農業産出額 H27年度91.6億→H32年度100億円
	○目標に対する費用対効果(計算式) 農業産出額の増加
※数値目標の設定検証	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課 販売流通係
(電話番号)	0259-63-5117